

北海道旭川南高等学校いじめ防止基本方針

平成25年9月27日策定
令和2年4月1日改定
令和5年4月1日改定
令和6年4月1日改定
北海道旭川南高等学校

1 趣旨

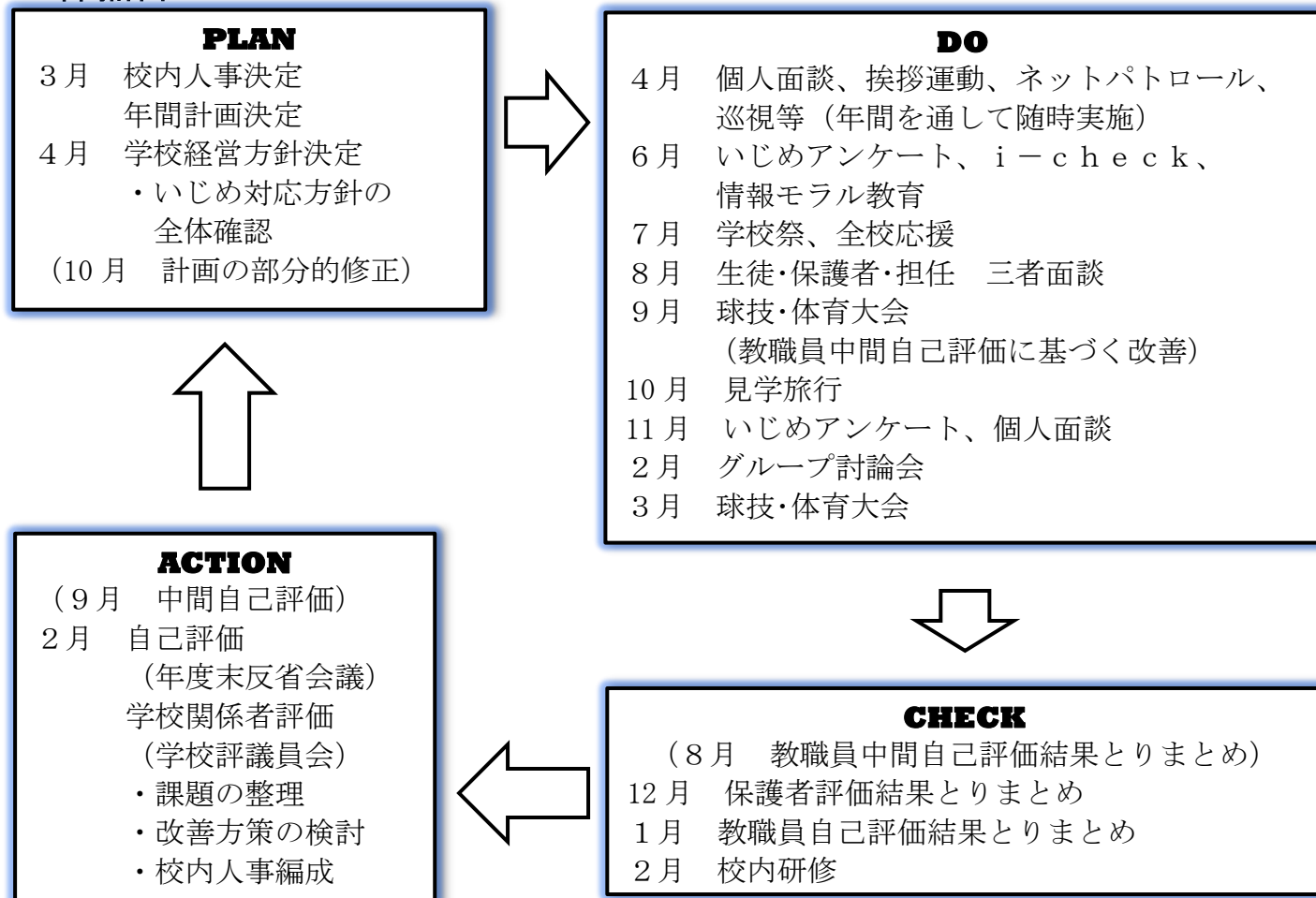
「いじめ防止対策推進法」第13条及び第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置についての方針や行動計画等を定め、学校全体として実効性ある取組を推進するものとする。

2 いじめの「未然防止」と「早期発見」のための取組

本校では、いじめの未然防止と早期発見のために次の取組を計画的に実施する。

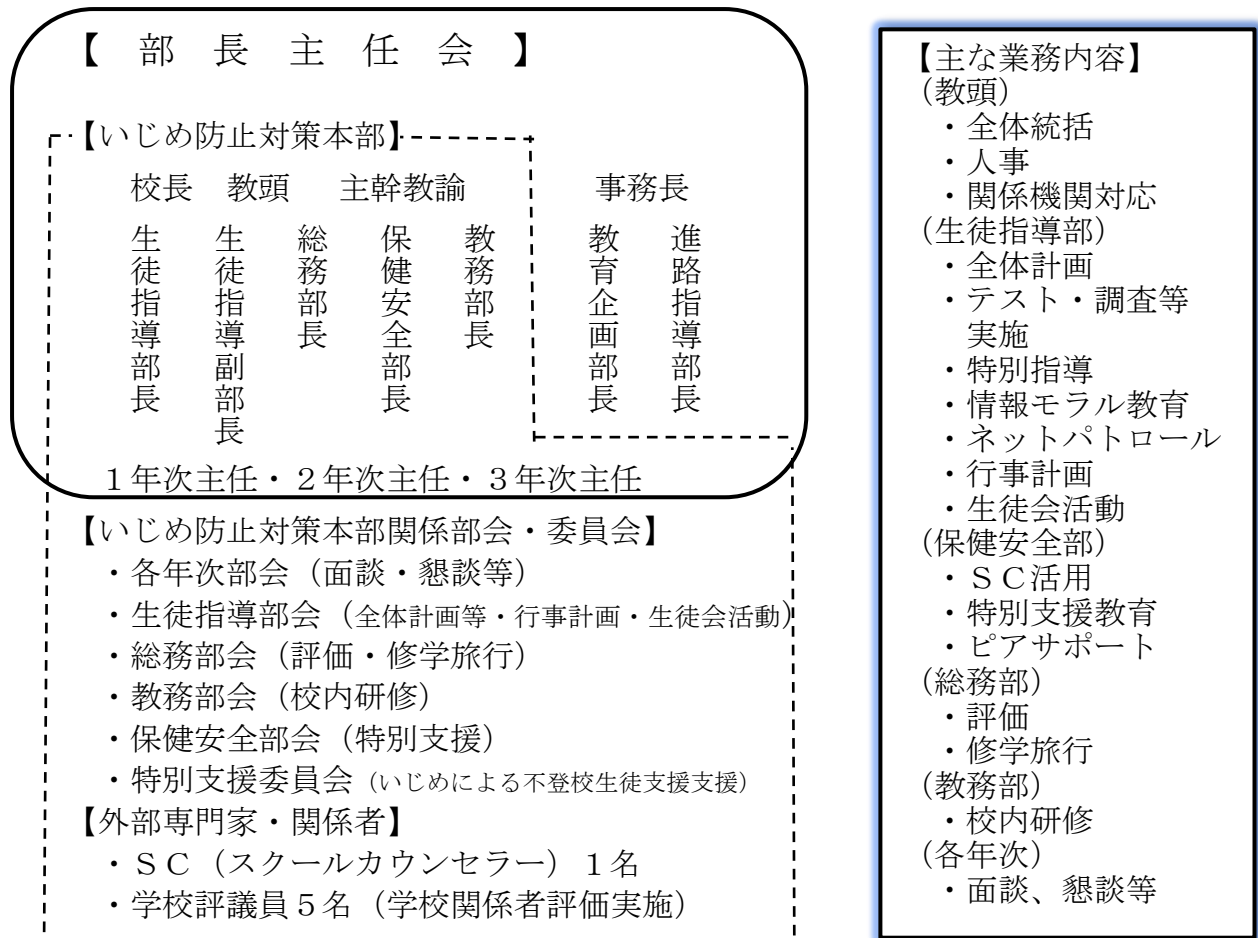
- 日常的な生徒情報の収集・共有・分析
 - ・教育相談の手法を生かした教員と生徒の日常的触れ合い（HR活動、授業、部活動）
 - ・個人面談や三者懇談等による教員と生徒の触れあい及び教員と保護者の連携
 - ・複数担任制のもと、関係教職員間の情報共有・分析に基づく共通理解・行動
 - ・HR担任等による保護者との情報の共有・分析に基づく共通理解・行動
 - ・スクールカウンセラーと教育相談担当者（保健安全部）による生徒情報の収集
- 行事等による「生徒状況の把握」「良好な人間関係の養成」「自己有用感の養成」「主体的姿勢の養成」
 - ・いじめアンケート調査の実施 ・ i - c h e c k の実施 ・ ピアサポートの実施
 - ・グループ討論会の実施 ・ 全校行事（学校祭、球技・体育大会、全校応援）の実施
 - ・修学旅行（見学旅行）の実施 ・ 外部講師による情報モラル教育の実施
 - ・通年随時の校内外巡視及びネットパトロール

3 年間計画



4 対策組織

既存の部長主任会内に「いじめ防止対策本部」を置く。本部長は校長、副本部長は教頭とし、関係部会・委員会及び外部専門家・関係者と連携して運営に当たる。



5 いじめ発生時の対応

○ 加害者への対応

- ・内容に応じた指導（場合によっては校長訓戒や家庭謹慎〔特別指導〕もある）を行うとともに、被害者への謝罪を行う。
- ・刑事犯罪行為を伴う場合、警察や児童相談所等の関係機関とも連携する。
- ・原因の除去・解決を図る事後指導を十分に行い、再発防止に努める。

○ 被害者への対応

- ・スクールカウンセラー等も活用し、心のケアを十分に行う。
- ・好ましい人間関係の構築や自己有用感の獲得を図る事後指導を十分に行い、再発防止に努める。

○ 傍観者への対応

- ・傍観していることもいじめの助長につながることを正しく理解させる指導を、十分に行う。
- ・いじめを見かけた時の正しい対処法（先生に相談する、仲間と協力して仲裁に入るなど）を理解し、実行できるよう指導する。

★いじめ防止対策推進法より(参考)★

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。